

確定申告や町民税申告の手続きに必要なもの一覧 (一例)

| 必要なもの | 備考 |
|-------------------|------------------------------------|
| 1 印鑑・預金通帳 | 印鑑はシャチハタなどのインク式は使用できません。 |
| 2 マイナンバーカードの両面コピー | 通知カードのコピー可、住民票(個人番号ありのもの)のコピー可。 |
| 3 本人確認書類 | 免許証、保険証など(マイナンバーカードの両面コピー持参の場合は不要) |

| 対象 | 必要なもの | 備考 |
|-----------------------|--------------------------|----------------|
| 1 家族・親族を扶養に入れる人 | 家族のマイナンバーのコピー など | 扶養に入れる全員分のコピー |
| 2 給与所得のある人 | 源泉徴収票 | 原本を持参してください |
| 3 公的年金のある人 | 公的年金などの源泉徴収票 | 原本を持参してください |
| 4 報酬、不動産の使用料などのある人 | 支払調書 | 原本を持参してください |
| 5 農業所得・事業所得・不動産所得がある人 | 収支計算書、領収書 など | 収支計算書を作成してください |
| 6 保険の満期金がある人 | 保険会社からの支払証明書 | 原本を持参してください |
| 7 社会保険料控除がある人 | 国民年金や国保、任意継続健保の払込(納付)証明書 | 原本を持参してください |
| 8 生命保険料・地震保険料控除がある人 | 保険会社の控除証明書 | 原本を持参してください |
| 9 医療費控除がある人 | 医療費控除の明細書・医療費通知 | 詳しくは本ページ中段参照 |
| 10 寄付金控除がある人 | 寄付先からの寄付証明書 | 原本を持参してください |
| 11 税務署から申告に関する書類が届いた人 | 税務署から届いた書類 | 原本を持参してください |

確定申告電話相談センター開設

熊本国税局では、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設します。

■確定申告電話相談センター

開設期間 1月16日(水)～3月15日(金)
 菊池税務署 ☎0968(25)2121

→自動音声案内に従って「0」番を選択

※確定申告以外の国税に関する一般的な相談については、上記電話番号に電話して、自動音声案内に従って「1」番を選択してください。

医療費控除には「明細書」が必要です

平成29年分の申告から、領収書提出が不要になった代わりに、「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要となりました。また、健康保険の保険者から交付される医療費通知を「医療費控除の明細書」に添付することができるようになりました。なお、医療費通知に記載された内容以外の医療費がある場合は、

- ①被保険者氏名 ②病院(薬局)名 ③医療費区分
 - ④医療費額 ⑤保険で補填される額
- 以上の5項目を「医療費控除の明細書」に記入することになります。あらかじめ準備をお願いします。

償却資産の申告は1月31日(木)まで

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在に持っている当該償却資産の状況について申告する義務が地方税法で定められています。

大津町に該当する償却資産をお持ちの人は期限内に申告をお願いします。

●償却資産対象となるもの

会社や個人で工場、商店、農業などを経営している人が、その事業のために用いている機械・器具・備品など

●申告場所 役場税務課 固定資産税係窓口

※昨年申請があった人には申告書類を昨年12月に送付しています。新しく事業を始めた人など、申告が必要な人には書類を新たに送付しますのでお問い合わせください。

●問い合わせ
 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

| 業種 | 償却資産の例 |
|--------|---|
| 不動産貸付業 | 駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など |
| 農畜産業 | ビニルハウス、保冷庫、農業用機械(自走式でナンバーがついているものを除く) |
| その他 | 看板、パソコン、ルームエアコン、コピー機、電話機、テレビ、医療機器、太陽光発電設備(10kw以上)など |

税の申告

平成31年度
 (平成30年分)

確定申告などの準備はお早めに！

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

簡易フローチャート

※この表は申告が必要かどうかを判断する目安です。不明な点は問い合わせください。
 ※年齢は平成31年1月1日現在です。

